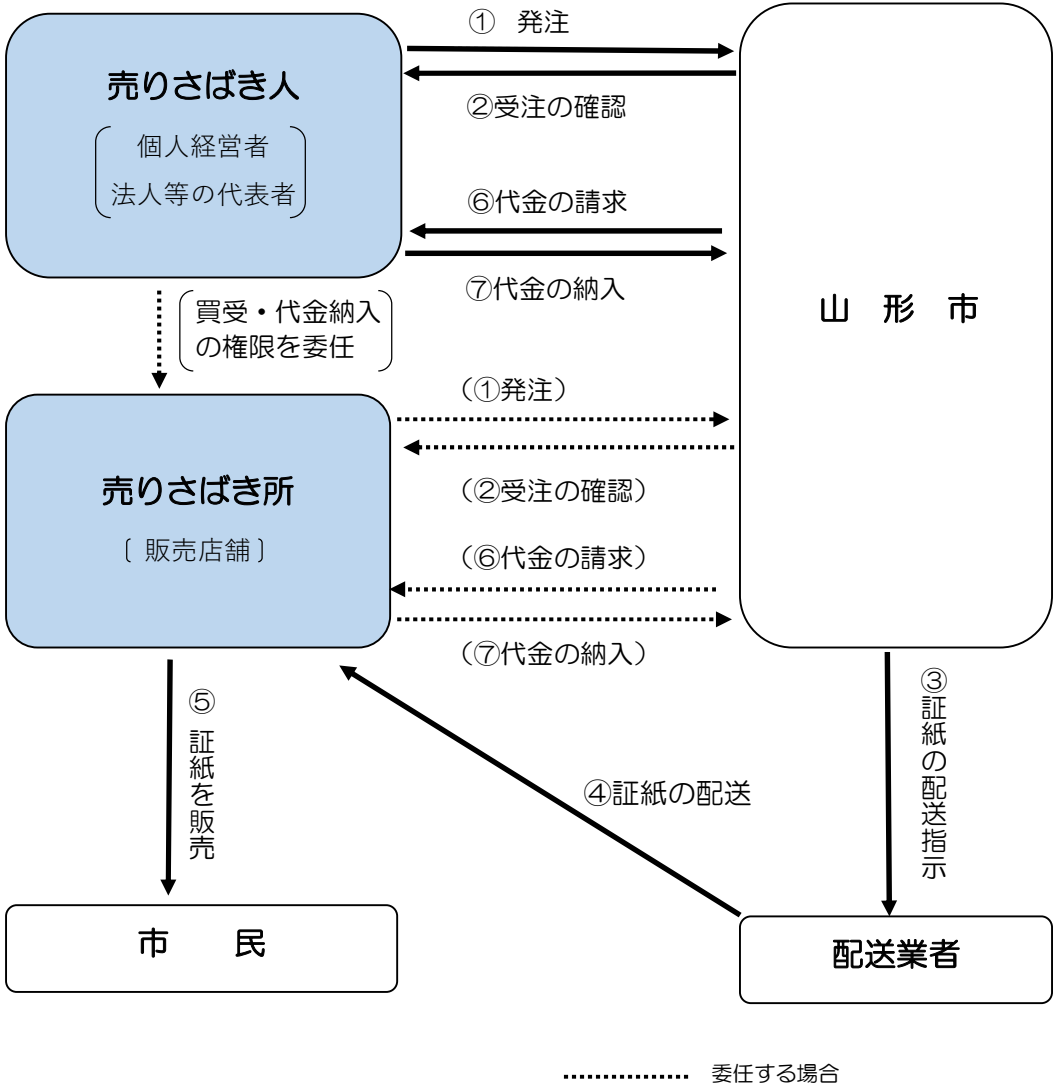


山形市家庭系ごみ用証紙及び粗大ごみ用証紙 取扱概要

1 売りさばき業務の流れ



◆証紙の買受（発注） ※市役所窓口での買受については、電話で直接お問合わせください。

① 発注 ・家庭系ごみ用証紙及び粗大ごみ用証紙買受請求書（様式第17号）に必要事項を記入し、FAXにて市へ送付してください。…P6記載例1参照

FAX：023-624-8879【ごみ用証紙受注専用】

※電話やメールでの受付はできません。

※売りさばき所（販売店舗）1店舗につき買受請求書1枚に記入してください。

売りさばき人（買受請求者）住所と配送先が同じ場合でも、「証紙の配送先」欄を必ず記入してください。

※売りさばき人（個人経営者、法人の代表者）以外の売りさばき所の責任者等（販売店舗の店長等）が買受請求を行う場合には、委任状の提出が必要です。

※配達後、誤発注による返品はできませんので、種類・数量等を十分にご確認の上発注ください。

・受注の締切は、配送日前日（祝日を除く）の午前中です。

※原則、週2回（火・金曜日）配送を行います。が、受注締切日、配送日の詳細については、「ごみ用証紙配送スケジュール」にてご確認ください。

（原則）木曜日午後～月曜日午前に受注→火曜日配送

月曜日午後～木曜日午前に受注→金曜日配送

②受注の確認

・受注確認後、市から発注者へ「家庭系ごみ用証紙及び粗大ごみ用証紙受注確認書」をFAXで送付します。

※受注当日又は翌日（土・日曜日、祝日を除く）に送付しますので、届きましたら発注内容、配送日をご確認ください。確認書が届かない場合や、受注内容に誤りがある場合等のご連絡下さい。

※FAXのない店舗等への確認書の送付は郵送になります。

◆証紙の配送

③配送指示

・市が配送業者に配送を指示します。

④ 配 送

・配送業者が売りさばき所（販売店舗）へ証紙を配送します。

※発注内容と納品内容が合致するか確認し、受け取ってください。納品後に紛失等が生じた場合、その責は売りさばき人に帰属しますのでご注意ください。

※納品後は不良品がないか速やかに確認し、不良品があった場合は市へ連絡してください。

※未着や納品内容に関する問合せは、市へご連絡ください。

※配送時間の指定はできません。（最終配達目安：午後5時頃）

◆証紙の販売

⑤ 販 売

・規定の販売単位及び販売価格で証紙を販売してください。

・購入者から不良品の申し出があった場合は、確認のうえ不良品を預かり、同種類・同枚数と交換し、市に連絡してください。不良品は、市が回収し、新しい証紙を販売単位でお渡しします。

◇証紙の種類及び価格

種 類		券面額 (1枚あたりの単価)	市民への販売		市からの買受		消費税の 取り扱い
			販売単位 (入数)	販売 価格	買受単位 (入数)	買受価格	
もやせるごみ用 証紙 (指定袋)	特大 60ℓ	60円	1袋 (10枚/袋)	600円	1箱 10枚×30袋 (300枚/箱)	18,000円	内税
	大 35ℓ	35円	1袋 (10枚/袋)	350円	1箱 10枚×50袋 (500枚/箱)	17,500円	内税
	小 20ℓ	20円	1袋 (10枚/袋)	200円	1箱 10枚×50袋 (500枚/箱)	10,000円	内税
	極小 10ℓ	10円	1袋 (10枚/袋)	100円	1箱 10枚×50袋 (500枚/箱)	5,000円	内税
プラスチック類 用証紙(指定袋)	大 35ℓ	35円	1袋 (10枚/袋)	350円	1箱 10枚×50袋 (500枚/箱)	17,500円	内税
	小 20ℓ	20円	1袋 (10枚/袋)	200円	1箱 10枚×50袋 (500枚/箱)	10,000円	内税
雑貨品・小型廃 家電類用証紙 (指定袋)	大 35ℓ	35円	1袋 (10枚/袋)	350円	1箱 10枚×50袋 (500枚/箱)	17,500円	内税
	小 20ℓ	20円	1袋 (10枚/袋)	200円	1箱 10枚×50袋 (500枚/箱)	10,000円	内税
埋立ごみ用証紙 (指定袋)	小 20ℓ	20円	1袋 (10枚/袋)	200円	1箱 10枚×50袋 (500枚/箱)	10,000円	内税
	極小 10ℓ	10円	1袋 (10枚/袋)	100円	1箱 10枚×50袋 (500枚/箱)	5,000円	内税
袋に入らないごみ用証紙 (共通収集シール)		60円	1シート (5枚/シート)	300円	1束 5枚×30シート (150枚/束)	9,000円	非課税
粗大ごみ用証紙(シール)		500円	1枚	500円	1束 (20枚/束)	10,000円	非課税

◆証紙代金の納入

⑥納入通知書 送付

- ・1か月分の証紙代金をまとめた納入通知書を、納品翌月上旬に売りさばき人へ送付します。
- ・納入金額は、証紙買受代金の合計額から、証紙取扱手数料(証紙買受代金の7%)を差し引いた金額となります。

※納入義務者(納入通知書に印字)を売りさばき人(個人経営者、法人の代表者)ではなく、売りさばき所の責任者等(販売店舗の店長等)とする場合は、売りさばき人からの委任状が必要です。

⑦代金納入

・市から送付された納入通知書にて、納期限（毎月20日頃）までに、下記の金融機関で証紙買受代金を納入してください。

※振り込み手数料はかかりません。

※下記の金融機関で納入できない場合には、市へご相談ください。

◇納入通知書で納められるところ

金融機関名	店舗
山形銀行	本店・全国にある支店及び出張所
荘内銀行	
きらやか銀行	
山形信用金庫	
米沢信用金庫	
山形農業協同組合	
山形市農業協同組合	
東北労働金庫	山形県内の支店
みずほ銀行	山形支店
七十七銀行	
ゆうちょ銀行	東北6県内の支店
郵便局	

2 売りさばき業務に係る各種手続

売りさばき人指定申請の際に記載いただいた内容に変更等がある時は、下記により手続きを行ってください。様式は、山形市公式ホームページにてダウンロードし、ご使用ください。

URL <http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp>

検索方法 山形市役所トップページ → 検索タブ「ごみ袋販売」で検索
→ ごみ袋販売に係る登録内容の変更

(1) 売りさばき人（個人経営者、法人の代表者）に係る変更

売りさばき人の住所、氏名（法人の場合はその名称、代表者）を変更したとき

（※個人経営者については、引越等による住所変更、名字変更のとき）

◇提出書類：・家庭系ごみ用証紙及び粗大ごみ用証紙売りさばき人氏名（名称）等変更届出書
（様式第14号）・・・P7 **記載例2** 参照

・証明書類（名刺、人事異動の通知等）

◇提出時期：変更後

(2) 売りさばき所（販売店舗）に係る変更

① 売りさばき所の名称を変更するとき、住所を変更（移転）するとき

◇提出書類：・家庭系ごみ用証紙及び粗大ごみ用証紙売りさばき所変更承認申請書
（様式第15号）・・・P7 **記載例3** 参照

・証明書類（移転が分かる書類、チラシ等）

◇提出時期：変更前

②売りさばき所を追加するとき（新規店舗の開店等）

◇提出書類：・家庭系ごみ用証紙及び粗大ごみ用証紙売りさばき所変更承認申請書
（様式第 15 号）・・・P8 **記載例 4** 参照

- ・売りさばき所となる店舗所在地の地図
- ・売りさばき所となる店舗の写真（店舗外観全体が分かるもの）
- ・担当者連絡票
- ・委任状（必要な場合のみ）

◇提出時期：売りさばき業務の開始前

※承認まで約 1 ～ 2 週間を要します。

③一部の売りさばき所でごみ用証紙の販売を止めるとき（店舗閉店等）

◇提出書類：家庭系ごみ用証紙及び粗大ごみ用証紙売りさばき所変更承認申請書
（様式第 15 号）・・・P8 **記載例 4** 参照

◇提出時期：閉店前

（3）売りさばき業務の廃止

全ての売りさばき所でごみ用証紙の販売を止めるとき（撤退、廃業等）

◇提出書類：家庭系ごみ用証紙及び粗大ごみ用証紙売りさばき業務廃止届出書
（様式第 16 号）・・・P8 **記載例 5** 参照

◇提出時期：廃止前

※証紙の返還については、別途お問い合わせください。

（4）その他の手続き

①売りさばき所の責任者（販売店舗の店長等）が変わったとき

ア 店長等が買受請求者、証紙代金納入義務者であり、
証紙の買受請求事務や、代金納入の担当も兼ねている場合

◇提出書類：・委任状・・・P9 **記載例 6** 参照
・担当者連絡票

◇提出時期：変更前

イ 店長等が買受請求者、証紙代金納入義務者であるが、
証紙の買受請求事務や、代金納入は別の担当者が行っている場合

◇提出書類：委任状

◇提出時期：変更前

※店長等が買受請求者、証紙代金納入義務者でなく、証紙の買受請求事務や代金納入
の担当者でもない場合、提出は不要です。

②証紙買受請求、証紙代金納入事務の担当者が変わったとき、 証紙代金の納入通知書の送付先を変更するとき

◇提出書類：担当者連絡票

◇提出時期：変更前

※売りさばき人（個人経営者、法人の代表者）ではなく、売りさばき所の責任者等（販売店舗の店長等）が、証紙の買受請求（発注）や代金納入等を行う場合は、売りさばき人からの委任状が必要です。

記載例1-① 売りさばき人が買受請求を行う場合(委任なし)

家庭系ごみ用証紙及び粗大ごみ用証紙買受請求書

令和〇年 〇月 〇日

本請求書は、売りさばき所
(販売店舗)ごとに1枚ずつ
記入してください。

請求者

個人経営の場合は、個人
の住所、氏名を記入
してください。

住所 山形市七日町一丁目1番1号

氏名 山形 水森

(法人にあつては名称及び代表者氏名)

上欄の売りさばき人住所
と、証紙配送先となる販
売店舗等の住所が同じ場
合でも、必ず売りさばき
所の管理番号、名称を記
入してください。

売りさばき所

管理番号 第 996 号

名称 山形コンビニ流通町店

証紙の配送先

売りさばき所

管理番号 第 999 号

名称 山形スーパー七日町店

次のとおり証紙を買い受けたいので、山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第25条の規定により請求します。

区分	買受単位	価格	数量	金額
家庭系ごみ用証紙	特大 (600)	18,000円	箱	円
	大 (350)	17,500円	1箱	17,500円
	小 (200)	10,000円	箱	円
	極小 (100)	5,000円	箱	円
	大 (350)	17,500円	箱	円
	小 (200)	10,000円	箱	円
	大 (350)	17,500円	箱	円
	小 (200)	10,000円	箱	円
	大 (350)	17,500円	箱	円
	小 (200)	10,000円	箱	円
埋立ごみ用	1箱 (500枚入)	10,000円	箱	円
	1箱 (500枚入)	5,000円	箱	円
袋に入らないごみ用 (共通収集シール)	1束 (150枚入)	9,000円	束	円
	1束 (20枚入)	10,000円	束	円
備考				

記載例1-② 売りさばき所の責任者等が買受請求を行う場合(委任あり)

家庭系ごみ用証紙及び粗大ごみ用証紙買受請求書

令和〇年 〇月 〇日

本請求書は、売りさばき所
(販売店舗)ごとに1枚ずつ
記入してください。

請求者

委任状に記載した受任者
の住所、氏名(店舗所在
地、名称、職、氏名)を
記入してください。

住所 山形市七日町三丁目2番1号

氏名 山形スーパー七日町店
店長 山形 花子

(法人にあつては名称及び代表者氏名)

上欄の売りさばき人住所
と、証紙配送先となる販
売店舗等の住所が同じ場
合でも、必ず売りさばき
所の管理番号、名称を記
入してください。

証紙の配送先

売りさばき所

管理番号 第 999 号

名称 山形スーパー七日町店

次のとおり証紙を買い受けたいので、山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第25条の規定により請求します。

区分	買受単位	価格	数量	金額
家庭系ごみ用証紙	特大 (600)	18,000円	箱	円
	大 (350)	17,500円	1箱	17,500円
	小 (200)	10,000円	箱	円
	極小 (100)	5,000円	箱	円
	大 (350)	17,500円	箱	円
	小 (200)	10,000円	箱	円
	大 (350)	17,500円	箱	円
	小 (200)	10,000円	箱	円
	大 (350)	17,500円	箱	円
	小 (200)	10,000円	箱	円
埋立ごみ用	1箱 (500枚入)	10,000円	箱	円
	1箱 (500枚入)	5,000円	箱	円
袋に入らないごみ用 (共通収集シール)	1束 (150枚入)	9,000円	束	円
	1束 (20枚入)	10,000円	束	円
備考				

記載例2 売りさばき人(個人経営者、法人の代表者)に係る変更

様式第14号(第22条関係)
家庭系ごみ用及び粗大ごみ用

家庭系ごみ用証紙及び粗大ごみ用証紙売りさばき人氏名(名称)等変更届出書



家庭系ごみ用証紙及び粗大ごみ用証紙の売りさばき人に係る氏名(名称・代表者の氏名)又は住所を下記のとおり改めた(変更した)ので、山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第22条第1項の規定により、その証明書類を添えて届け出ます。

記

氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)	変更前 山形株式会社 代表取締役 山形 一郎	変更後 山形株式会社 代表取締役 山形 次郎
住所		

記載例3 売りさばき所の名称を変更するとき

様式第15号(第22条関係)
家庭系ごみ用及び粗大ごみ用

家庭系ごみ用証紙及び粗大ごみ用証紙売りさばき所変更承認申請書



家庭系ごみ用証紙及び粗大ごみ用証紙に係る売りさばき所を下記のとおり変更することについて承認を受けたので、山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第22条第2項の規定により、その証明書類を添えて申請します。

記

追加 移転 名称変更	管理番号 名称 住所 変更日	第 999 号 山形スーパー新七日町店 山形市七日町一丁目1番1号 令和 〇年 〇月 〇〇日	変更(移転)後の名称、住所、変更日(移転日)を記入してください。
廃止	管理番号 名称 住所 変更日	第 号	

※ 売りさばき所を追加する場合は、管理番号の記入は不要です。

◆添付書類
・移転がわかる書類、チラシ等

記載例4 ・ 売りさばき所を追加するとき(新規店舗の開店等)
 ・ 一部の売りさばき所でごみ用証紙の販売を止めるとき

様式第15号 (第22条関係)
 家庭系ごみ用及び粗大ごみ用

家庭系ごみ用証紙及び粗大ごみ用証紙売りさばき所変更承認申請書

提出日:業務開始前
 閉店等前

令和〇年 〇月 〇日

売りさばき人(個人経営者、法人の代表者)の住所、氏名を記入してください。
 ※売りさばき所の責任者(販売店舗の店長等)名では申請できません。

申請者 住所 氏名
 山形市旅籠町一丁目2番3号
 山形株式会社
 代表取締役 山形 一郎
 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

家庭系ごみ用証紙及び粗大ごみ用証紙に係る売りさばき所を下記のとおり変更することについて承認を受けたいので、山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第22条第2項の規定により、その証明書類を添えて申請します。

追加の場合、管理番号欄は空欄

追加	管理番号	名称	住所	変更日	第 号
・ 移転・名称変更		山形スーパー六日町店	山形市六日町一丁目2番3号	令和〇年〇月〇日	追加(廃止)する売りさばき所(販売店舗)の名称、住所、業務開始日(終了日)を記入してください。
・ 廃止					
追加					第 999 号
・ 移転・名称変更		山形スーパー七日町店	山形市七日町三丁目2番1号	令和〇年〇月〇日	
・ 廃止					

※ 売りさばき所を追加する場合は、管理番号の記入は不要です。

◆添付書類(追加の場合)
 ・ 売りさばき所となる店舗所在地の地図
 ・ 売りさばき所となる店舗の写真
 (店舗外観全体が分かるもの)
 ・ 担当者連絡票
 ・ 委任状(必要な場合のみ)

記載例5 全ての売りさばき所でごみ用証紙の販売を止めるとき
 (撤退、廃業等)

様式第16号 (第23条関係)
 家庭系ごみ用及び粗大ごみ用

家庭系ごみ用証紙及び粗大ごみ用証紙売りさばき業務廃止届出書

提出日:業務廃止前

令和〇年 〇月 〇日

売りさばき人(個人経営者、法人の代表者)の住所、氏名を記入してください。
 ※売りさばき所の責任者(販売店舗の店長等)名では届出できません。

届出者 住所 氏名
 山形市旅籠町一丁目2番3号
 山形株式会社
 代表取締役 山形 一郎
 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

家庭系ごみ用証紙及び粗大ごみ用証紙の売りさばき業務を廃止したいので、山形市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第23条の規定により、下記のとおり届け出ます。

全ての売りさばき所(販売店舗)について記入してください。

1 売りさばき所

管理番号	名称	住所
997	山形スーパー十日町店	山形市十日町一丁目1番1号
998	山形スーパー香澄町店	山形市香澄町一丁目2番3号
999	山形スーパー七日町店	山形市七日町三丁目2番1号

2 売りさばき業務の廃止年月日

令和 〇年 〇月 〇日

3 理由

すべての店舗を閉店するため。

記載例6 売りさばき所の責任者等(販売店舗の店長等)が、証紙の買受請求(発注)者、代金納入義務者となる場合

令和 ○年 ○月 ○日

委任状

売りさばき人(個人経営者、法人の代表者)の住所、氏名(法人の場合は所在地、名称、代表者名)を記入。

委任者

住所 山形市旅籠町一丁目2番3号

山形株式会社

氏名 代表取締役 山形 一郎 印

(法人にあっては名称及び代表者)

私は、下記の者を委任者と定め、権限を委任します。

記

委任を受ける者(販売店舗の店長等)の住所、氏名(店舗所在地、名称、職、氏名)を記入。

住所 山形市七丁目三丁目2番1号

山形スーパーセブ日町店

氏名 店長 山形 花子 印

(法人にあっては名称及び代表者)

委任事項

委任者(販売店舗の店長等)が証紙買受請求人として発注を行う場合に該当。

① ごみ用証紙及び粗大ごみ用証紙の買受請求に関する件

② ごみ用証紙及び粗大ごみ用証紙代金の納入に関する件

委任者(販売店舗の店長等)が証紙代金納入義務者として代金納入を行う場合に該当。

3 その他 ()

山形市 環境部 ごみ減量推進課（市役所 10階）

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号

電 話：023-641-1212（内線 689）

F A X：023-624-8879

E-mail：gomigen@city.yamagata-yamagata.lg.jp